

## 公立社会教育施設災害復旧費補助金の事務手続について

### 1. 都道府県への事務委任について

本補助金の執行については、「会計法」第48条第1項、「予算決算及び会計令」第140条第3項の規定に基づき、都道府県知事の同意を得て、補助金の交付決定等の事務について知事の指定する職員へ委任されることとなっている。

このことから、各都道府県は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき「特定地方公共団体」の指定を受け、補助対象となった域内の被災市町村の現地調査への立会や事業計画書、交付申請書類の確認、市町村への補助金交付決定、額の確定、国との連絡調整等の事務を行うこととなる。それらの事務に要する経費（旅費、消耗品費等）については、都道府県の求めに応じて「事務費交付金」として国から交付することができることとなっているので、補助金本体の申請と合わせて必要な事務費を申請することとなる。

### 2. 事務手続の流れ

本補助金の執行にかかる基本的な流れは以下に記載するとおりである。

- ①被災施設の復旧にかかる実施設計の実施（市町村）
- ②実施設計にもとづき、国（文科省、各地方財務局）の現地調査（現地査定）の受け入れ、実施
- ③査定に基づく事業計画の文科省への提出（市町村→県→文科省）
- ④補助金内定（国→県→市町村）
- ⑤工事契約、工事開始（市町村）
- ⑥契約額に基づく交付申請の提出（市町村→県→国）
- ⑦補助金の交付決定（国→県→市町村）
- ⑧工事完了後、実績報告の提出（市町村→県）
- ⑨補助金額の確定、補助金の支出（県→市町村）

### 3. 留意事項

#### ・事前着工について

後に国庫補助を受ける場合でも、上記2の②～④にかかる手続きを待たず、被災施設を放置しておく危険であることや、早期に住民の利用に供する必要がある等、状況に応じて国の現地調査前に事前着工を行うことが認められているが、その場合は、国に「事前着工届」を提出することとしている。また、事前着工を行う場合の留意点として、後の国の現地調査に対応することを踏まえ、被災時の状況を克明に記録しておくことが重要である。特に、被災した箇所の被災時の写真を細かく撮影して残しておくこと。その際、壁のひび割れや、浸水域の高さ等がわかるよう、ス

ケールを当てるなどして撮影しておくことが望ましい。

- 公立学校所管部局との連携について

災害復旧事務については、自治体の公立学校施設担当部局において多くのノウハウを持っていることが多いことから、不明な点は必要に応じて公立学校施設担当部局に確認するなどして対応すること。